

問題提起

ジチケンって何をするの？ 地域・職場を考える

1. はじめに

憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。憲法にもとづいて制定されている地方自治法には、地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図る」と記しています。

一方で国は「自助、共助、最後に来るのが公助」という憲法にも反する考え方を打ち出し、地方自治体へ支出する財源を削り、福祉や医療などの公共サービスを切り捨てています。

いまの自治体職員は、憲法にもとづいて住民みんなの役に立つ仕事をしている面と、憲法に反する国の政治のもとで、住民に負担や犠牲をおしつける仕事を強いられている面との両面を担わされています。

「自治研活動」とは、地方自治研究活動の略称で、自治体職員が、仕事に憲法をいかすために、問題の原因や解決の方向を研究し、住民と一緒に自治体の職場と地域をよくしていく活動です。「ジチケンって何？」と感じる人もいるかもしれませんが、本講座は、少しでも「自治研活動」をつかんでもらおうと思い開催します。

2. 自治体は何をするところ？ 職員は何をする人？

2-1. 地方自治体とは

憲法92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」としています。「地方自治の本旨」とは、そもそも自治体のもっている役割、存在意義というべきものであり、「住民自治」と「団体自治」の2つの自治から成り立っています。

「住民自治」とは、地域住民が福祉の増進のために自ら住む地域を治めていくことであり、「団体自治」とは国とは独立した地方自治体として住民の生活と利益をまもる行政を行うことです。この目的を達成するために「地方自治」があるのです。

2-2. 自治体の仕事は何のためにあるのか？

人々の生活は、家族や個人の単位で営まれています。生活に必要なことでも、家族や個人の力ではとうてい担いきれない仕事があります。毎日排出されるゴミの処理、上下水道や生活道路の整備、防災、公衆衛生、子どもの

保育、家族の介護などは、住民の「自己責任」ではまかなうことができません。また、日本のような資本主義社会では、放っておけば「弱肉強食」で、貧富の格差がどんどん広がってしまいます。一部の者が富を独占する一方で、生活できるだけの収入が得られず、最悪の場合は、餓死、孤立死する人までうまれてしまいます。

自治体の仕事は、地域で住民が生活を営むのに必要不可欠な業務を担うとともに、日々の公共サービスを通じて、すべての住民に、憲法にもとづく基本的人権を保障することにあります。自治体に働く職員は、住民に奉仕する業務を専門の仕事にする労働者であると言えます。

2-3. 住民のために、どんな仕事をするのか

「住民の役に立ちたい」「住民に喜ばれる仕事がしたい」……自治体に働く労働者なら、誰もがこんな思いを抱いているのではないのでしょうか。自治体職員として「住民に奉仕」する仕事をするのは、使命であるとともに、「自分のため」でもあります。なぜならば、住民に喜ばれる仕事をするのが、自分自身にとってもやりがいがあることだからです。

住民に役立ち、住民に喜ばれる仕事をするためには、憲法をいかす立場で仕事を見直し、改善することが必要です。窓口で住民との間に起こるさまざまな問題についても、「こんな場合、憲法にはどう書いてあるか」「憲法にもとづいて、制度をどう運用すればいいか」を考え、工夫をしながら対応ができる職場をつくりましょう。

3. 労働組合と自治研活動

住民のための仕事ができる職場にしていくには、一人ひとりの職員の努力や思いだけでは限界があります。職員が団結し、労働組合の力で職場を変えていくことが必要です。住民のための仕事ができる職場をつくるために、労働組合として職場の問題を取り上げ、みんなで問題を考える。ここに「自治研活動の第一歩」があります。

職場の先輩やまわりの仲間が、その疑問や悩みに共感し、いっしょに考えてくれるかどうか、それが「職場に労働組合」があるかどうかということです。

それぞれの職員が抱える疑問や悩みを、職場のみんなの問題としてとらえ「住民のために、いい仕事をするためには何が必要か」を議論、研究できる場所をつくるのが、自治体労働組合の役割です。

4. 「自治研活動」—ここからはじめよう

- ① 最初は、仕事の「不満」「悩み」を語り合うことから
- ② 職場でおきている問題をもとに「職員の働きがいや生きがいを奪っている原因は何か」、「住民の願いにこたえるには、仕事をどう見直し、改善すればいいのか」「住民本位の自治体をつくるためにはどうしたらいいのか」などを話し合う：職場自治研
- ③ 自治体に働く労働者・労働組合が、地域住民によび

かけ、住民といっしょに地域調査や研究活動に取り組む：地域自治研

- ④ 話し合いの内容、職員の生活実態調査や意識調査、住民アンケートや地域調査を記録に残し、資料集を作成
- ⑤ 職場、地域で、学習、対話、懇談を進めて、住民の要求を実現する道筋や具体的な施策を、政策案としてつくりあげ、自治体当局にも政策案を示し、問題の解決に向けて政策案の実現を求める（政策提言）